

地方独立行政法人府中市病院機構
令和元年度業務実績に関する評価

令和 2 年 8 月
府 中 市

はじめに

府中市では、地方独立行政法人法（平成15年号外法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項第3号の規定に基づき、地方独立行政法人府中市病院機構（以下「病院機構」という。）の令和元年度の業務実績に関する評価を行った。

評価については、病院機構から提出された事業報告書等をもとに、業務全体の実績及び進捗状況について総合的な評価を行い、地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）から専門的な御意見をいただいた上で、最終的な評価としてまとめたところである。

病院機構におかれては、この評価を踏まえ、引き続き地域に必要な医療の提供を図るとともに、健全な病院運営の実現に向けて、法第29条の規定に基づく評価結果の適切な取り扱いに努められたい。

令和元年度に係る業務の実績等に関する評価

【総合的な評定】

令和元年度の病院機構の業務実績については、市から7,500万円の追加支援を行ったにも関わらず、約1億8,000万円の当期純損失となった。

このことは、後述するが、当該年度における様々な投資が年度内にすぐには収益として反映されないといった面もあるため、令和元年度における様々な投資による収益が翌年度以降に反映され、今後の収支状況が改善することを期待するものである。

ただし、医療機器などの整備については、医療体制の整備のために必要であることは市としても理解しているが、ここ数年計画を大きく上回っているため、今後の計画的な整備・更新の努力を求めるものである。

医療体制の整備に関わっては、昨年度は府中市民病院に整形外科、麻酔・救急科、産婦人科の常勤医師が新たに着任したことにより、整形外科手術の再開、救急科の新設による救急医療体制の充実及び婦人科の平日すべての曜日での外来診療などの整備・強化が図られ、市民の安心・安全につながる医療提供体制の充実が図られたところである。

また、府中北市民病院においては、地域包括ケアシステムの構築に寄与する取組としてサービス付き高齢者向け住宅を開設され、加えて地域の事業所などとの他職種連携による支援体制づくりといった取組を実施されており、こういった取組は、市のみならず県からも評価されているところである。

一方で、全国的に自然災害が頻発している中、災害対策訓練が未実施の状況が続いており、命を守る現場として、備蓄等の対策と併せ、定期的に訓練に取り組むべきであるということ、また、新型コロナウイルス感染症の流行によりにわかにオンライン診療が注目されているが、こういったICT技術を活用した医療連携などについても積極的に検討を行っていくべきであるということを示し添えたい。

最後に、昨年度末からの新型コロナウイルス感染症流行下における両病院における様々な努力や全病院職員の献身的な対応については、市として感謝するとともに敬意を表するものであり、今後も公立病院としての役割を果たしていただけるよう期待するものである。

【中期計画に定める事項ごとの評価】

病院機構の業務実績のうち、中期計画の「2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価については、先述の府中市民病院への新たな常勤医師の着任により、約11年ぶりの整形外科手術の再開、救急科の新設による救急医療体制の充実及び平日のすべての曜日での婦人科の外来診療の実施な

ど、診療機能の充実が図られたこと、また、府中市民病院によるへき地医療拠点病院としての協和・久佐地区での巡回診療の継続、府中北市民病院における救急告示病院としての救急体制の維持などと併せ、府中市における医療提供体制が維持・強化されたことについては大いに評価するところである。

また、府中北市民病院では、昨年9月に、全国的にも珍しい「住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築」実現に向けたサービス付き高齢者向け住宅「シルベスト」を開設するとともに、地域の事業所などと連携し、出前講座の開催や広報誌を発行するなど、地域包括ケアの拠点として地域の行政・医療・介護をつなぐ活動を推進していることは他の模範となる取組となるものと期待しているところである。

課題としては、全国的に自然災害が頻発している中、定期的な災害等対策訓練が引き続き未実施であることが挙げられ、災害時における事業継続計画（BCP）の早急な作成や備蓄等の対策と併せ、定期的に取り組むよう申し添えるものである。

併せて、次期中期目標でも示しているように、遠隔医療の導入など新たな医療提供についても検討するとともに、引き続きの検討課題となっている職員の接遇に対する患者満足度の把握とその結果の職員研修への活用、また積極的な情報発信を行うことにより、『市民から選ばれる』病院となるようさらに努められたい。

中期計画「3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」については、概ね前年度と同様の取組状況であったという評価である。

ただし、例年法人事務局体制の強化という点を病院機構が引き続きの課題として認識しているにも関わらず改善できていないという状況にあるため、病院機構が年度計画に記載している自律的な業務運営の実現に必要な経営戦略の充実と、運営管理体制の確立を実現するための法人事務局体制のさらなる強化を図られたい。

中期計画「4 財務内容の改善に関する事項」、「5 その他業務運営に関する重要事項」及び「6 予算、収支計画及び資金計画」に対する評価については、市からの7,500万円の追加支援を行った上で約1億8,700万円の当期純損失を計上しているが、この大きな原因は、当該年度における多額の設備投資や医療資源の確保に見合う収益がすぐには反映できなかったことなどによるものと考えられるため、様々な投資による収益が翌年度以降に反映され、今後の収支状況が改善することを期待するものである。

ただし、医療機器などの整備については、引き続き中期計画と大きなかい離が見られるため、次期中期目標期間においては、医療機器等の整備・更新の見通しを精査した上で計画的に行うなど、更なる経営改善にも取り組むべきであることを申し添えた

い。

なお、「7 短期借入金の限度額」以降の項目については、該当する取組がなかったため、評価を割愛することとする。